

屋台営業者 様

屋台排水設備の設置について

屋台排水設備の手続き

- 1 屋台営業者は、排水設備を設置する前に『排水設備新設等計画確認申請書』を下水道管理課に提出して下さい。
- 2 排水設備には『グリーストラップ』を設置して下さい。
- 3 排水設備を設置したら『排水設備新設等完了届』を下水道管理課に提出して下さい。
- 4 屋台営業者立会のもと、排水設備の検査を実施します。

屋台専用公共汚水柵を新たに設置する場合

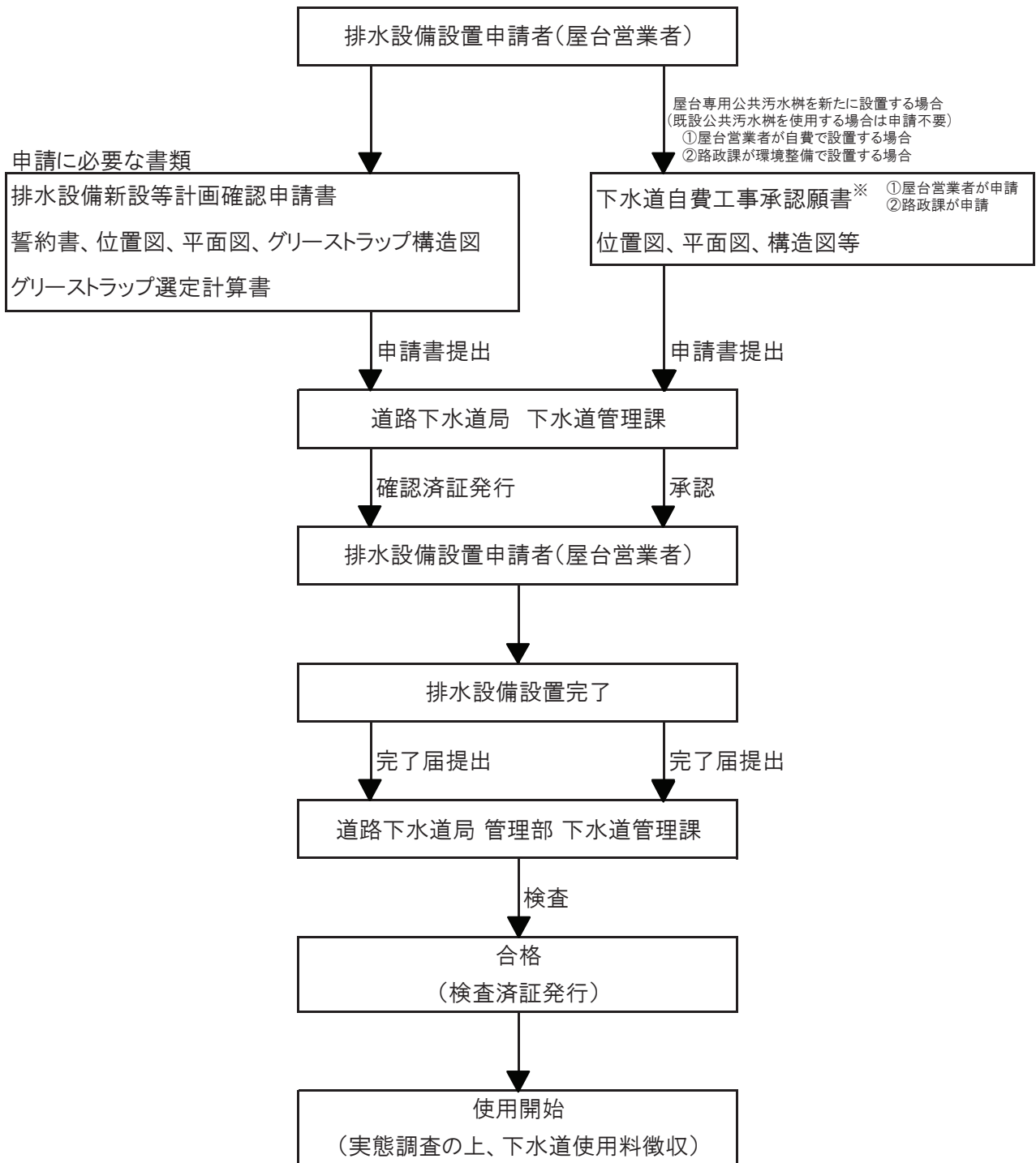
- 1 屋台2件以下で公共汚水柵1個の設置をお願いします。
- 2 汚水柵設置工事の前に『下水道自費工事承認願書』を下水道管理課に提出して下さい。
- 3 汚水柵設置工事完了後は『下水道自費工事完了届』を下水道管理課に提出して下さい。

その他

- 1 屋台の排水設備は個人の財産ですので、自己の責任において適切に管理して下さい。グリーストラップの清掃はこまめに行い、公共下水道へ油脂類を流さないようにして下さい。
- 2 屋台の排水を流すためには、公共汚水柵の開閉作業を屋台営業者自身で行う必要がありますので、『誓約書』を下水道管理課に提出して下さい。
- 3 下水道使用料は、実態を調査の上徴収いたします。
- 4 公共汚水柵及び取付管は、福岡市で管理します。

担当課 道路下水道局管理部下水道管理課 TEL711-4534

屋台排水設備の申請手続き



課 長		係 長		係 員		係 員		電算入力
	下記のとおり確認してよろしいか伺います。							

種 別			確 認 (受付)	番 号	年 月 日	処 理 区						
1 貸	2 自	3 新						01 中部	03 東部	04 和白	05 西戸崎	06 西部

<h2 style="margin: 0;">排水設備新設等計画確認申請書</h2>							処理年度	排除方式	分流化年度
								分流	合流
(宛先) 福岡市長							年 月 日		

申 請 者	フリガナ	郵便番号(-)						
	住所	県	市	区	丁目	番(地)	号	棟
		(都・道・府)(郡)		(町・村)				
	フリガナ (方書)							
氏 名	フリガナ	電話番号()						
	(姓)	(名)						

次のとおり申請します。
 なお、この排水設備新設等工事について第三者との間に紛争又は事故が生じた場合は、
 一切私の責任において処理します。

設備 場所												
工事店コード	排水設備指定工事店					世帯数	便 器 数					排 水 人 口
							A型 (大小兼用)	B型 (大小別)	C型 (腰掛式)	その他	計	
電話番号()												

工 事 内 容									備 考			
1 新設 水洗	2 貸付 改造	3 貸付 浄化槽 切替	4 自費 改造	5 自費 浄化槽 切替	6 排水 設備	7 新設 分流化	8 改造 分流化	9 貸付 分流化				
建 物 用 途												
10 住宅	20 店舗	30 ビル	40 共同 住宅	50 工場	60 その他							
工事 期間	着工予定	年 月 日		完了予定	年 月 日							
技術者 氏 名									受付番号			

種 別	1. 貸 付	2. 自 費	3. 新 設	確 認 番 号				
-----	--------	--------	--------	---------	--	--	--	--

排水設備新設等工事完了届書
(公共下水道使用開始届)

年 月 日

福岡市長

住 所 _____

氏 名 _____

次のとおり届けます。 (電話番号 _____)

設 備 場 所 及 び 建 物 の 用 途	福岡市 区 _____ 丁目 _____ 番(地) _____ 号		
工 事 期 間	着工 _____ 年 _____ 月 _____ 日	完了 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
施 行 者	住 所	(電話番号 _____)	
	氏 名		
排 水 の 区 別	水洗 ・ 雑排水	公共下水道への排水の接続状況	
使用水の種類 (水洗便所に使用する水の種類のみになく設備場所で使用する水の種類のすべてについて記)	水道水使用の場合	水道お客様番号	
	(水道料金の領収書等により正しく記入して下さい)	※共同住宅等で記入欄が不足する場合は、裏面に記入して下さい。	
		営 給 水 栓 番 号	重 世 代 収 納 区
井戸水等使用の場合	1. 井戸水 2. 工業用水 3. 海水 4. 雨水再利用 5. その他()	1. 家事用 2. 営業用 3. 家事営業併用	
工 事 用 (地 下 湧 水 排 水) の 場 合	排 水 の 方 法	運 転 状 況	排 水 終 了 予 定 年 月 日
	1. 水中ポンプ 2. ディープウェル 3. ウェルポイント	時間 / 日	年 月 日

- (備 考) 1. 建物の用途、排水の区別等については、該当するものを、○で囲んで下さい。
2. 水道水専用の場合は水道水の欄に、井戸水専用の場合及び他の水を使用の場合は井戸水等の欄に、水道水と併用の場合は両方に記入して下さい。
3. 水道お客さま番号の確認のため、水道料金の領収書等の写しを裏面に添付して下さい。

(摘 要)

年 月 日

誓 約 書

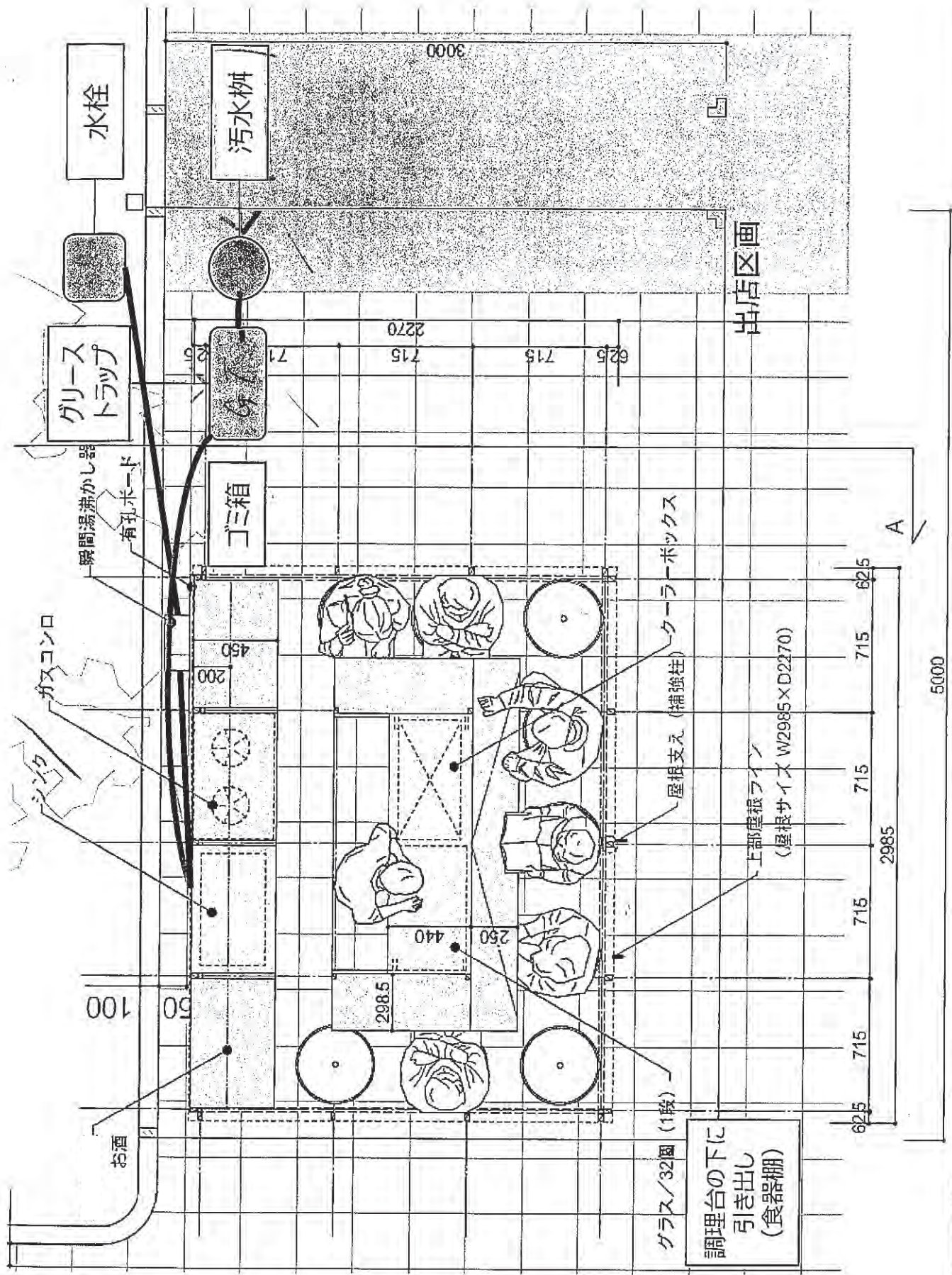
(あて先) 福岡市長

屋号
営業者住所
氏名

_____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号前に屋台排水設備を設置し、公共汚水枡を使用しますので、下記のことを誓約します。

記

- 1 公共汚水枡の鉄蓋及び内蓋の開閉は、自己の責任により管理し、使用後は必ず閉めます。
- 2 油脂類等が公共汚水枡へ流出しないよう、グリーストラップの管理を適正に行います。
- 3 市長が行う維持管理に関する指導に協力します。



★屋台のGT容量計算条件表

出典 (SHASE-S217-2008)		表6									
食種	因子	No.		t		k		g _u		g _b	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
営業用厨房	中国(中華料理)	1	80	660	35	11.0	5.0	3.0	3.0	2.0	2.5
	洋食	2	80	660	35	8.0	3.0	3.0	2.0	2.5	
	和食	3	80	660	35	5.5	5.5	3.0	3.0	2.5	
	ラーメン	4	50	660	35	6.5	6.5	3.0	3.0	1.0	
	そば・うどん	5	50	660	35	3.0	3.0	1.0	1.0	0.5	
	軽食	6	45	660	35	3.0	3.0	1.0	1.0	0.5	
	喫茶	7	25	660	35	1.0	1.0	0.5	0.5	0.5	
	ファーストフード	8	10	660	35	1.5	1.5	0.5	0.5	0.5	
	社員・従業員用厨房	9	50	600	35	3.5	3.5	1.5	1.5	1.5	

申請者	屋号	食種区分	No.	Wm'	t	k	g _u	g _b	利用人数
A	A	ラーメン	4	50	660	35	6.5	6.5	30

※屋台営業時間は5時～4時の1時間

GT規格	許容流入量	阻集グリース量
7L	5.3L	1.7kg
15L	11.3L	3.6kg
20L	15.0L	4.7kg
30L	22.5L	7.1kg

グリース阻集器容量算定・型式選定書

下水道管理課
(H29.3作成)

申請者： A
屋号： A

利用人数に基づく選定 (SHASE-S217-2016)

① 食種及び利用人数(延べ人数=食数)、その他条件

記号	要目	値	単位	根拠
N	食種	ラーメン		受渡当事者間の打合せ
W _m	1日あたりの利用人数	30	人/日	受渡当事者間の打合せ
t	1日あたりの厨房使用時間(※1)	25	L/人	SHASE規格の標準値
k	1日あたりの厨房使用時間(※2)	660	min/日	SHASE規格の標準値
g _u	飽和率を用いて定めたときの流量の平均流量に対する倍率	3.5	倍	SHASE規格の標準値
g _b	利用人数1人あたりの阻集グリースの質量	6.5	g/人	SHASE規格の標準値
l _u	利用人数1人あたりの堆積残渣の質量	2.5	g/人	SHASE規格の標準値
l _b	阻集グリースの掃除周期(※1)	1	日	工業会の統一設定条件
C ₂	定数	0.001	kg/g	工業会の統一設定条件

※1： 屋台の営業実態を考慮し、標準使用水量の50%と想定する

※2： 受渡当事者間の打合せにより定めてもよい。(屋台営業時間は11時間となっている)

② 流入流量の算出

$$Q = N \cdot W_m \cdot t \cdot (1/k)$$

$$= 30 \times 25 \times (1 \div 660) \times 3.5$$

$$= 3.98$$

Q	流入流量
	4.0 L/min

③ 阻集グリース及びびたい残渣の質量の算出

$$G_u = N \cdot g_u \cdot l_u \cdot C_2$$

$$= 30 \times 6.5 \times 1 \times 0.001$$

$$= 0.20$$

G _u	阻集グリースの質量
	0.2 kg

$$G_b = N \cdot g_b \cdot l_b \cdot C_2$$

$$= 30 \times 2.5 \times 1 \times 0.001$$

$$= 0.08$$

G _b	堆積残渣の質量
	0.1 kg

$$G = G_u + G_b$$

$$= 0.2 + 0.1$$

$$= 0.30$$

G	阻集グリース及びび堆積残渣の質量
	0.3 kg

④ グリース阻集器の選定

カタログに表示された許容流入量が②のQの値以上、

目づ、標準阻集グリースの質量が③のGの値以上となる阻集器を選定する。

即ち、

許容流入流量 4.0 L/min 以上

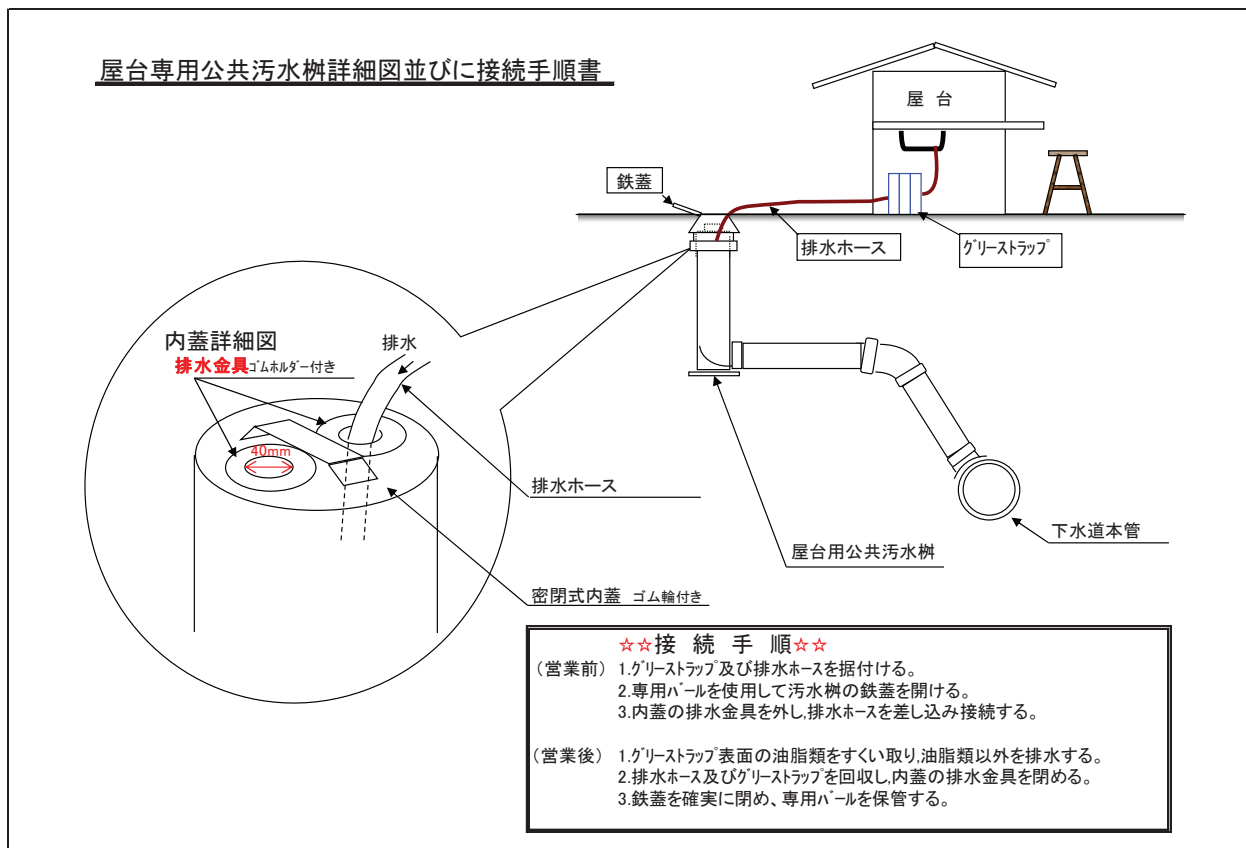
阻集グリース及びび堆積残渣の質量 0.3 kg 以上

⑤ グリース阻集器の型式選定

上記選定条件と下記仕様条件を満足する、グリース阻集器の型式を選定する。

GT規格	許容流入量	阻集グリース量
7L	5.3L	1.7kg
15L	11.3L	3.6kg
20L	15.0L	4.7kg
30L	22.5L	7.1kg

福岡市における屋台からの排水方法について



(写真①) 接続状況



(写真②) 流し台



(写真③) グリストラップ



(写真④) グリストラップ(内側)

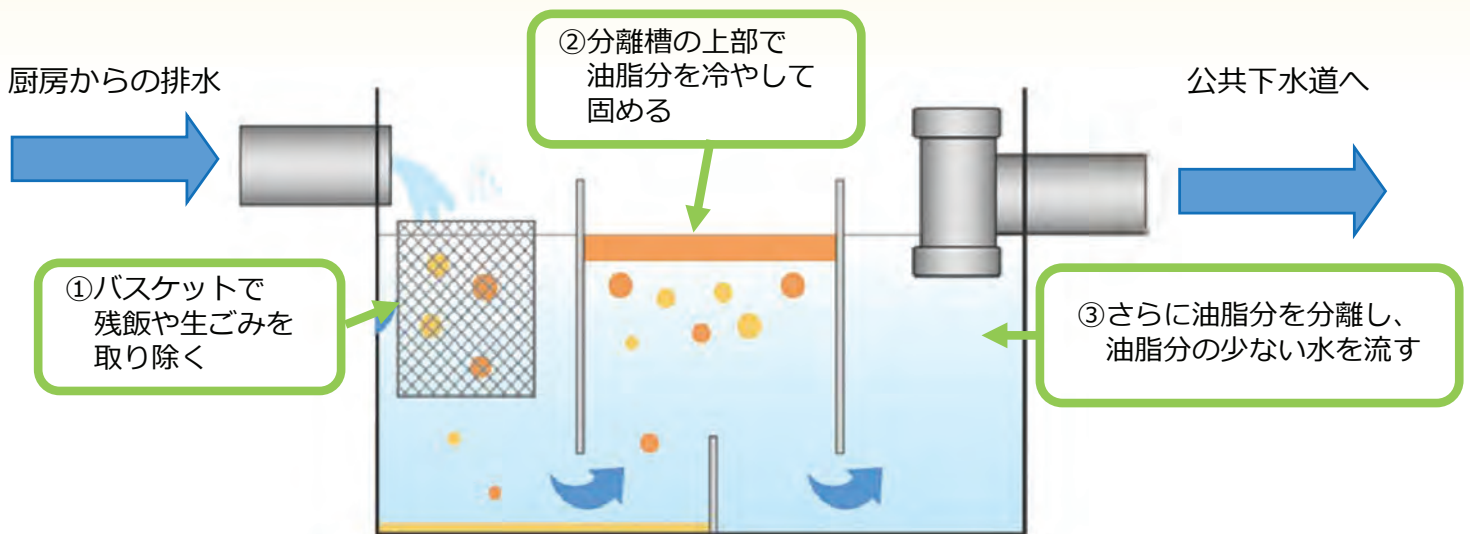
飲食店等のみなさまへ

油脂分を含む汚水を排出する事業場(飲食店等)は、必ず「**グリース阻集器**」を設置してください。

そしゅうき

グリース阻集器 (グリーストラップ) とは

汚水中に含まれている油脂分を阻集器の中で冷やし、固めて除去することで油脂分が排水管へ流出し管を詰まらせることを防止する装置。



グリース阻集器の適切な維持管理

- ①毎日バスケットを清掃する。
- ②こまめにグリース阻集器上部に溜まった油脂を回収する。
- ③月1回程度グリース阻集器を清掃する。

適切に管理されていないと…

排水管の閉塞、悪臭の発生、害虫の発生等の原因となります。

マンホールへ流出した油脂



下水道管へ流出した油脂



※事業活動により生じた廃油・汚泥は、産業廃棄物になります。

これらの処理は産業廃棄物処理業者に委託してください。

問い合わせ先：環境局産業廃棄物指導課 TEL 092-711-4303

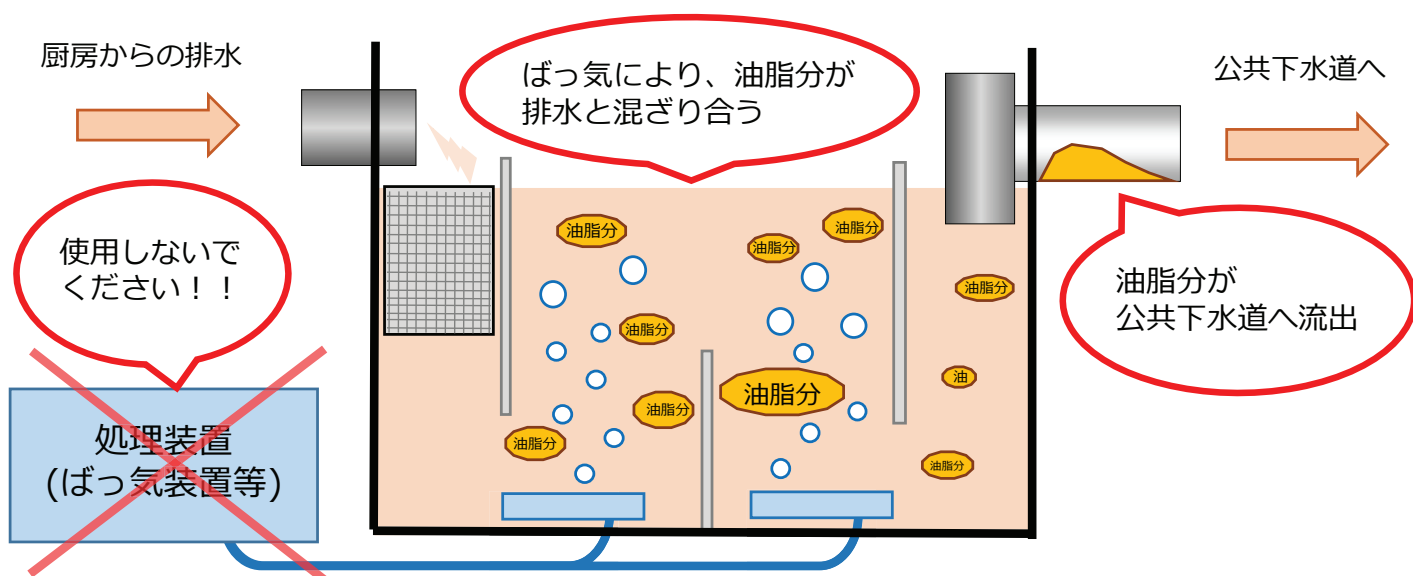
注意！

ばっ気装置等の使用は認めていません！

バイ菌等を投入し、ばっ気する(空気を吹き込む)装置や、オゾン等を利用する装置など、グリース阻集器の維持管理が不要になるとされる処理装置があります。

しかし、これらの処理装置を使用すると、油脂分が排水と混ざり合い、分離されないまま流れ出すことにより、店舗(敷地)内の排水管や公共下水道管を閉塞させる原因となりますので、ばっ気装置等は設置しないでください。

グリース阻集器へばっ気装置等の処理装置を付加することにより、福岡市下水道条例施行規則第3条第2項の規定を満たさない装置となります。



福岡市下水道条例施行規則第3条第2項

事業場等が排除する污水が、土砂、油脂類、毛髪その他水に溶けない物質を含むものであるときは、污水の流出箇所に、これらの物質が公共下水道に流入することを阻止し、当該物質を污水から分離し、及び当該物質を収集するために有効な装置を設けなければならない。

下水道管の閉塞により、第三者に損害を与えた場合は、**損害賠償を請求される**場合があります。

油脂分の流出により公共下水道管を閉塞させた場合は、**原因者の負担で下水道管を清掃**していただきます。